

人材紹介サービス申込規約

本申込規約(以下「本規約」といいます。)は、TGC株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する有料職業紹介サービス(以下「本サービス」といいます。)について、申込者(以下「求人企業」といいます。)が本サービスを利用するにあたり必要な条件を定めるものです。求人企業は、本規約の内容を確認し、これに同意のうえ、本サービスを申し込むものとします。

第1条(適用)

1. 本規約は、当社と求人企業との間の本サービスの利用に関する一切の関係に適用されます。
2. 当社が求人企業に対して個別に提示する申込書、見積書、個別契約書、電子メールその他の合意書面は、本規約と一体として適用されるものとします。
3. 本規約と個別の合意書面との内容が異なる場合は、個別の合意書面の定めを優先するものとします。

第2条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が求人企業に対して、採用候補者となる求職者を紹介し、採用に向けた情報提供、連絡調整その他これに付随する業務を行う職業紹介サービスです。
2. 当社は、求人企業に対し、採用の成立を保証するものではありません。

第3条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

1. 「求職者」とは、当社が求人企業に紹介する個人をいいます。
2. 「紹介」とは、当社が求人企業に対し、求職者を採用候補者として通知し、又は求人企業が認識し得る状態で情報提供したことをいいます。
3. 「入社」とは、求人企業又は求人企業の関連会社等との間で、求職者について雇用契約その他これに準ずる就業契約が成立し、就労を開始したことをいいます。
4. 「理論年収」とは、求職者の採用決定時において予定される年間総支給額のうち、月例固定給与12か月分、固定残業代、役職手当その他毎月固定的に支払われる手当及び支給額が確定している固定賞与を合算した金額をいいます。なお、通勤交通費、出張手当、インセンティブ、歩合給、業績連動賞与その他変動的要素のある金額は、個別に別段の合意がある場合を除き、含まないものとします。
5. 「関連会社等」とは、求人企業の親会社、子会社、関連会社、役員個人が実質的に関与する法人その他求人企業と実質的に同一の採用主体とみなされる者をいいます。

第4条(申込み及び契約成立)

1. 求人企業は、当社所定の申込書その他当社が指定する方法により、本サービスを申し込むものとします。
2. 本サービスに関する契約は、求人企業が本規約に同意のうえ申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。
3. 当社は、申込内容その他の事情により、申込みを承諾しないことがあります。

第5条(求人企業の義務)

1. 求人企業は、当社に対し、職種、業務内容、賃金、労働時間、勤務地、雇用形態、試用期間、各種手当、社会保険の有無その他採用条件に関する情報を、真実かつ正確に提供するものとします。
2. 求人企業は、労働関係法令その他関係法令を遵守し、適法な条件で採用活動を行うものとします。
3. 求人企業は、当社から求められた場合、採用選考の進捗、採否結果、入社の有無、入社日、退職の有無その他当社が本サービスの運営上必要と認める事項を、速やかに報告するものとします。

第6条(紹介手数料)

1. 求人企業は、当社の紹介により求職者が入社した場合、当社に対し、紹介手数料を支払うものとします。
2. 紹介手数料は、理論年収の35%とします。
3. 前項にかかわらず、紹介手数料の最低額は5,000,000円とし、理論年収の35%と5,000,000円を比較して、いずれか高い方を請求額とします。
4. 紹介手数料には消費税及び地方消費税は含まれず、求人企業は別途これを支払うものとします。
5. 本サービスにおける成果地点は、求職者の入社とします。

第7条(支払条件)

1. 求人企業は、当社からの請求に基づき、紹介手数料を当月末締め翌月末払いの条件で支払うものとします。
2. 振込手数料は求人企業の負担とします。
3. 求人企業が支払期日までに紹介手数料その他の金銭債務を支払わない場合、求人企業は当社に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条(候補者情報の取扱い)

1. 求人企業は、当社から提供を受けた求職者に関する情報を、本サービスに基づく採用選考の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならないものとします。
2. 求人企業は、当社の事前の承諾なく、求職者に関する情報を第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。
3. 求人企業は、選考終了後又は当社から求められた場合、法令上保存が必要な場合を除き、求職者に関する情報を適切に廃棄又は削除するものとします。

第9条(直接採用等)

1. 求人企業が、当社の紹介した求職者を、当社を介さずに直接又は間接に採用した場合であっても、当社の紹介と相当因果関係があるときは、求人企業は当社に対し、第6条に定める紹介手数料を支払うものとします。
2. 求人企業が、当社による紹介日から1年以内に、当該求職者を自己又は関連会社等において採用した場合は、当社の紹介によるものとみなします。ただし、求人企業が客観的資料により、当社の紹介とは無関係に採用したことを証明した場合はこの限りではありません。

第10条(重複登録候補者)

1. 求人企業は、当社から紹介を受けた求職者が、既に自社データベースに登録済みであり、又は他の紹介会社経由で選考中であることを把握している場合には、当社から当該求職者の紹介を受けた日から3営業日以内に、その旨を当社へ書面又は電子メールで通知するものとします。
2. 求人企業が前項の期間内に通知しない場合、当該求職者は当社の紹介によるものとみなします。

第11条(採用条件の変更)

求人企業は、当社に提示した採用条件に変更が生じた場合、直ちに当社に通知するものとします。変更の通知がなされなかったことにより生じた紛争又は損害について、当社は責任を負わないものとします。

第12条(返戻金制度)

1. 当社の紹介により入社した求職者が、入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、当社は、求人企業に対し、当社が実際に請求し受領した紹介手数料(税抜)を基準として、以下の割合で返戻します。

(1)入社日から起算して1ヶ月以内に退職した場合 80%

(2)入社日から起算して1ヶ月を超えて2ヶ月以内に退職した場合 50%

(3)入社日から起算して2ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職した場合 20%

2. 前項の返戻は、退職の日の属する月の翌月末までに行うものとします。
3. 求人企業は、返戻金の適用を求める場合、求職者の退職日及び退職理由を確認のうえ、当社に対し、退職日から7日以内に書面又は電子メールにより通知しなければならないものとします。
4. 第1項の返戻は、求人企業が当社に対する紹介手数料を全額支払済みであることを条件とします。
5. 求職者の退職が自己都合退職に該当しない場合、又は求人企業の労働条件相違、法令違反、ハラスメント、賃金不払その他求人企業の責めに帰すべき事由に起因すると合理的に認められる場合には、返戻の対象外とします。
6. 本条に定める返戻が、当社の負う唯一の返金対応であり、当社はこれを超えて損害賠償その他の責任を負わないものとします。

第13条(禁止事項)

求人企業は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為をしてはならないものとします。

1. 法令又は公序良俗に違反する行為
2. 虚偽の求人条件又は誤解を招く情報を当社又は求職者に提供する行為
3. 差別的取扱い、ハラスメントその他求職者の人格権を侵害する行為
4. 当社又は求職者の信用を毀損する行為
5. 当社の事前承諾なく、求職者情報を第三者へ提供する行為

6. 当社を介さずに不当に本サービスの成果を利用する行為
7. その他当社が不適切と判断する行為

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 求人企業は、自ら及びその役員、実質的支配者、従業員その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. 求人企業が前項に違反した場合、当社は何らの催告を要せず、直ちに本サービスに関する契約を解除することができます。

第15条(契約期間)

1. 本サービスに関する基本的な契約期間は、申込日より1年間とします。
2. 契約期間満了日の1か月前までに当社又は求人企業のいずれからも書面又は電子メールによる解約の申し出がない場合、契約は同一条件でさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第16条(解除)

1. 当社又は求人企業は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合、本サービスに関する契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに契約を解除することができます。

(1) 支払停止又は支払不能

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て

(3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の申立て

(4) 信用状態の著しい悪化

(5) 反社会的勢力との関係が判明した場合

3. 契約が終了した場合であっても、終了前に当社が紹介した求職者について、終了日から1年以内に求人企業又は関連会社等が採用したときは、第6条及び第9条の定めが適用されるものとします。

第17条(秘密保持)

1. 当社及び求人企業は、本サービスに関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の非公知情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しません。

(1) 開示時に既に公知であった情報

(2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報

(3) 開示前から適法に保有していた情報

- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 法令又は裁判所、行政機関等の命令により開示を求められた情報

第18条(個人情報の取扱い)

1. 当社及び求人企業は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、本サービスに関連して取得又は受領した個人情報を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社のプライバシーポリシー及び個人情報保護方針に基づき、求職者及び求人企業担当者の個人情報を取り扱うものとします。

第19条(免責)

1. 当社は、求職者の能力、適性、勤務態度、定着性、職務遂行能力その他採用成果について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、求人企業と求職者との間で発生した雇用条件、労務管理、業務指示、賃金、退職、紛争その他一切の事項について責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
3. 当社の責任が認められる場合であっても、当社が負う損害賠償責任は、当該求職者について当社が実際に受領した紹介手数料の額を上限とします。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第20条(規約の変更)

1. 当社は、法令の変更、監督官庁の指導、サービス内容の変更その他合理的必要性がある場合、本規約を変更することがあります。
2. 当社が本規約を変更する場合、変更後の内容及び適用開始日を、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法により周知するものとします。
3. 変更後に求人企業が本サービスを利用した場合、求人企業は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第21条(協議)

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社及び求人企業は、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決するものとします。

第22条(準拠法及び管轄)

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本サービス又は本規約に関して当社と求人企業との間に生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日:2026年7月1日

TGC株式会社

代表取締役 谷口 隼平

所在地: 〒541-0046 大阪府大阪市中央区平野町四丁目5番7号 M.B+YODOYABASHI 2F

TEL: 06-7222-9366

有料職業紹介事業許可番号: 27-ㄱ-305291